

規制シート

190196401110001

2016/12/20

規制の名称	新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰		所管府省	国土交通省
根拠法令等	新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法(昭和39年法律第111号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	鉄道局施設課長 江口秀二	
規制目的	新幹線鉄道の列車がその主たる区間を200km/h以上の高速度で走行できることにかんがみ、その列車の運行の安全を確保するため。			
規制内容の概要	新幹線鉄道の列車がその主たる区間を200km/h以上の高速度で走行できることにかんがみ、その列車の運行の安全を確保するため、その列車の運行の安全を妨げる行為について、鉄道営業法による在来線鉄道での処罰よりも重く規定している。	関連する予算	—	
規制の最近の改廃経緯	—		関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	新幹線鉄道の列車がその主たる区間を200km/h以上の高速度で走行できることにかんがみ、その列車の運行の安全を確保するための規制であり、引き続き、規制の維持が必要である。	規制の維持、改革又は新設の別	維持	
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—			
見直し条項	—			
次の見直し時期	平成33年度			